

●当座勘定規定(個人当座用)

変更後	変更前
<p>第7条(小切手、手形の支払)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>第7条(小切手、手形の支払)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>
<p>第8条(小切手、手形用紙)</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした小切手または手形用の紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条(小切手、手形用紙)</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第16条(署名鑑照合等)</p> <p>(1) 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名<u>(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます)</u>を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(2) 小切手、手形として使用された用紙<u>(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます)</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p>第16条(署名鑑照合等)</p> <p>(1) 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(2) 小切手、手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>

(3) 省略

(削除 (2022 年 11 月 4 日まで適用))

第 27 条 (権利の消滅)

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第 28 条および第 29 条によります。

第 28 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) ~ (2) 省略

第 29 条 (休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

- (1) 第 27 条第 1 項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 預金者は、第 27 条第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
  - ①~④省略
- (3) 省略

第 30 条 (規定の変更)

- (1) ~ (2) 省略

(3) 省略

第 27 条 (個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間 (ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 ヶ月) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- ①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき
- ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき

第 28 条 (権利の消滅)

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第 29 条および第 30 条によります。

第 29 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) ~ (2) 省略

第 30 条 (休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任)

- (1) 第 28 条第 1 項の場合、預金者は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 預金者は、第 28 条第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
  - ①~④省略
- (3) 省略

第 31 条 (規定の変更)

- (1) ~ (2) 省略

(附則)

本規定は2022年11月4日から適用する。  
ただし、以下旧第27条は2022年11月4日  
まで適用とする。

旧第27条（個人信用情報センターへの登録）

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つ  
でも生じたときは、その事実を銀行協会の運営す  
る個人信用情報センターに5年間（ただし、下記  
第3号の事由の場合のみ6ヵ月）登録し、同セン  
ターの加盟会員ならびに同センターと提携する個  
人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断  
のため利用できるものとします。

①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理  
由として解約されたとき

②手形交換所の取引停止処分を受けたとき

③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき

(附則追加)